

第1回 オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会

議事概要

1. 日 時：平成27年7月17日（金） 15：00～17:00
2. 場 所：中央合同庁舎8号館5階 共用会議室C
3. 出席者：（敬称略）

喜連川（副座長）、小島、末吉、谷藤、林、引原、藤井、村山の各構成員、原山総合科学技術・イノベーション会議議員、森本統括官、笹井参事官、真子補佐

1. 森本統括官・原山議員挨拶

統括官より、オープンサイエンスについては、第5期科学技術基本計画の中への反映を検討しているところであり、これを我が国の中でどのように実行に移していくのかということを中心に検討する上で、オープンサイエンス推進に向けたフォローアップが必要なため、本検討会を開催する旨の挨拶があった。

原山議員より、オープンサイエンスを推進するためのアクションを検討するにあたって、関係省庁や機関等を議論し、その認識の共有しつつ、研究者がオープンサイエンス推進に対する意識の醸成を念頭に置きながら、この場で具体的なアクションを一緒に作り上げていきたい旨の挨拶があった。

2. 座長選任

本検討会の座長に有川委員が副座長に喜連川委員が指名された。

3. 議事

(1) 事務局説明

はじめに事務局より、本検討会で議論すべき主要論点案などについて説明を行った。

(2) プレゼンテーション

引原委員から「京都大学におけるオープンアクセスポリシー策定及びその取り組み」について、プレゼンテーションが行われた。

(3) 主な意見等

上記の事務局説明及びプレゼンテーションを踏まえた意見交換が行われた。

(国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会における検討状況について)

- オープンサイエンスの推進を国が検討する場合、国益上有益になるかという点が重要。その時に、どこで国益を担保するのかという議論を並行してあったほうがよいのではないか。
- オープンサイエンスを推進する施策を進める際に、国として得られるものがどれだけあるのかという定量感や、研究成果やデータをオープンにすることによって、例えば、公開された研究データを使うことでよくなったという根拠がどれくらいあるのかという観点からの議論があつてよい。
- 各府省でどれだけ重複投資をしたのかという点は調べられればよいが、それが大きいのか、少ないかという定量感があると、オープンサイエンス推進の駆動力が明確になる。
- オープンサイエンスを持続的取り組みにあたって国税を投入しなければならなくなった時に、この投入や戻り具合がわかるとよいのではないか。
- 昨年度の検討会では、国の政策として科学の進展を加速させることや、国際的な潮流に乗り遅れない観点から、我が国としてのオープンサイエンス推進に関する基本方針を示す議論が行われた。

(大学におけるオープンアクセスポリシー策定を定着に向けて)

- オープンアクセスポリシーの定着に向けて大学教員に対してどのようにポリシーを普及させたのか。
- 京都大学では、プレ（審査・出版前）のものを出して、ポストが本や論文になる過程を示すということの重要性、理念として大学としてどうあらねばならないかということの説明している。

(オープンアクセスにおける適用例外について)

- オープンアクセスポリシーに記載されている「等」の理由やその範囲についての内規や、具体的なオプトアウト（回避策）はあるのか。
- オープンアクセスポリシーにはQ&Aを付している。この中で、例外や法的な問題等の記載がある。論文について、もし適用例外がある場合、オープンにしないという選択肢を取る。

オープンにできないデータにしても、大学としてはきちんと保持しないといけないという考え方で了解をとっている。

- 公開・非公開リストには幾つかの例があるが、それが明確ではないグレーな場合もある。それが正当な理由と判断された場合は、認めざるを得ないケースがありうる。
- その個々の事情に応じて回避するという柔軟性が確保されないと、この取り組みは定着しないのではないかと。研究データの場合、その柔軟性をより担保しないと、オープンでないものをこじあける形になって、研究者と所属機関が対立するようなことに避けたい。この柔軟性に留意しなければならない。

(研究データの格納について)

- 研究データをオープンアクセスポリシーに従って提供するという場面において、格納先としての役割を例えばリポジトリが担うという将来を見据えて、それが研究データ収集率が高くなり、所属機関が責任を持って対応してくれることを仮定すると、図書館としてはオープンサイエンスに取り組むには敷居が高く感じられるのではないかと。
- 教員への説明の過程で、研究データのオープンを推進してほしいと言われたところは、既にデータをオープンにされているところであるが、論文とそれに紐づけされた研究データが見え辛いという状況のため、この可視化や統括する仕組みをつくり上げるというのが、まず一歩という認識である。格納先については、最後はどこにあってもいいのではないかとというのが、教員との対話による感触である。
- 研究データ等の格納先は組織内に置くのか、それとも別の形とするかによっては議論の方向性が変わってくる。例えば、研究データ等の格納先を戦略的に組み立てていくといったことが、本検討会での議論の論点になるのではないかと。
- 研究データのオープンアクセスに関する議論は組織内（大学）でも必要。そのデータ整理の方法については、まだ先延べの状況。ただ、その入口としてオープンアクセスとしての論文を確保し、そこからタグ付けされるようにしていくというのが今の戦略。
- 全く異なる目的で研究をした研究成果やデータが別の分野へ提供される際に、データが整理されているという状況では、役に立たないケースもある。つまり、別の視点でデータを見るためには、そのデータの持っている意味合いをもう一度再構築する必要がある。

(オープンサイエンスと法律の接点について)

- オープンの原則と例外の関係がより具体的になるとオープンアクセスの推進につながるのではないか。
- 原則としてオープンであるということが、研究者の研究におけるオープンと違う意味合いがあると大きな抵抗をもたらすのではないか。原則と例外の関係をかなり整理しつつ、原則というのは一体何なのかということ、法律の観点からも問い直した方がよい。
- 法律の世界を前提として、オープンサイエンスの推進を大上段に構えた場合、もしかすると規制として働く法律というのがあって、法律との整合性をつくっていかなければならないアカデミアのこれまでの文化的な背景との整理だけでは足りないところがある。法的なものがオープンサイエンスにどう邪魔をしてくるのかということ、もう少し検討をしないではいけないのだろうということ、それを国際的な展開をしていく中で、国際的なルールを含めた検討が必要。さらに、検討状況との折り合いをつけながら、最終的にはポリシーとしてつくられたところがどううまくいくのか、いかないのかということで、法律家の役割が求められるかもしれない。

(本検討会での今後の議論内容)

- 無料と自由の定義問題、著作権ポリシー、インターネット上にあるデータを含め大規模にデータセットした場合の所有権と知的財産権との関連等について議論。
- 知的財産推進計画の中でも、論点整理を求められているので、著作権ポリシーを含めた議論。
- オープンサイエンスの推進の留意点等について、第5期科学技術基本計画内への反映が必要であることから、本検討会でもこの留意点等について議論。
- 科学技術イノベーション総合戦略2015には、オープンサイエンスの推進という記載があるので、どのように具体的に進めていくのかという議論。

4. その他

次回の会議日程については、日程調整の上、連絡する。